

第3期津別町地球温暖化対策実行計画

【津別町の事務事業における二酸化炭素削減計画】



平成31年2月

津 別 町

第3期津別町地球温暖化対策実行計画

目次

1	背景	1
2	計画の基本的事項	1
	(1) 計画の目的	1
	(2) 基準年度・計画期間・目標年度	2
	(3) 計画の対象とする範囲	2
	(4) 対象とする温室効果ガス	3
	(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	3
3	二酸化炭素の排出状況及び削減目標	3
	(1) 二酸化炭素の排出状況	3
	(2) 削減目標	4
4	目標達成に向けた取り組み	4
	(1) 取り組みの基本方針	4
	(2) 具体的な取組内容	4～7
5	計画の推進体制と進捗状況の公表	7
	(1) 計画の推進体制	7
	(2) 職員に対する啓発等	8
	(3) 点検・評価・見直し体制	8
	(4) 進捗状況の公表	8

1 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

津別町においても、公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

2 計画の基本的事項

（1）計画の目的

津別町では、2008（平成20）年6月に「津別町地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

前計画では、平成25年度から平成29年度までの5年間で、基準年度である平成18年度比で公共施設や各種事務事業の実施によって排出される温室効果ガスの18%を削減する目標を掲げてさまざまな取組みを進めてきた結果、平成28年度には40.6%の温室効果ガスの削減をすることができました。

目標を上回る削減の要因として、「津別町バイオマスタウン構想」の推進による木質バイオマス燃料を利用したペレットボイラーの導入のほか、照明、OA機器、暖房、公用車等の電気や燃料等の抑制の実践などが挙げられます。

前実行計画の計画期間が平成29年度で終了したことから、津別町が実施している事務及び事業に関し、地球温暖化対策の推進を図るため、第3期津別町地球温暖

化対策実行計画を策定し、目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

(2) 基準年度・計画期間・目標年度

本計画の基準年度は2013（平成25）年度で、計画期間を2018（平成30）年度から2030（平成42）年度までの13年間とし、目標年度は2030（平成42）年度とします。

なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化等により、概ね5年毎を目処に必要な応じて計画の見直しを行うものとします。

項目	年 度									
	2013	...	2018	2019	2020	2021	2022	...	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度	
計画期間										

(3) 計画の対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本町が行う全ての事務事業及び組織並びに施設を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外ですが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請します。

【対象施設等一覧】

担当部署名	施設等の範囲
総務課	役場庁舎、議会議事堂、公用車
住民企画課	集会施設、老人クラブ、公衆浴場、最終処分場、リサイクルセンター、クリーンセンター、さんさん館、公用車
保健福祉課	福祉寮、公用車
建設課	道路維持管理、バス車両、車庫、水道・下水道施設、公用車
産業振興課	木材工芸館、キャンプ場・公園・牧場・町有林維持管理、津別峠展望施設、車庫、公用車
教育委員会	小学校、中学校、AET住居・車両、給食センター、町民会館、児童館、食品加工センター、中央公民館、農業者トレーニングセンター、多目的運動公園、温水プール、テニスコート、夜間照明、野球場、ゲートボール場、本岐パークゴルフ場、修武館、スケートリンク、スポーツ交流館、本岐体育館、作業車両、公用車

(4) 対象とする温室効果ガス

本計画で削減の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び津別町総合計画に即して策定します。

3 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

(1) 二酸化炭素の排出状況

本町の各種事務事業における二酸化炭素総排出量は、基準年度である2013（平成25）年度において、2,240,314kg-CO₂となっています。

エネルギー種別	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	割合(%)	備考
ガソリン	30,311 リットル	70,322	3.1	
軽油	137,571 リットル	354,933	15.9	
灯油	139,801 リットル	348,104	15.5	
A重油	96,500 リットル	261,515	11.7	
液化石油ガス(LPG)	5,170 m ³	15,510	0.7	
電気	2,453,463kWh	1,189,930	53.1	
合計		2,240,314	100.0	

【事務事業に伴う二酸化炭素の排出量の推移と基準年との比較】

エネルギー種別	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	比較 (kg-CO ₂)	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	比較 (kg-CO ₂)	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	比較 (kg-CO ₂)
ガソリン	60,232	△10,090	70,823	501	74,238	3,916
軽油	343,336	△11,597	331,545	△23,388	105,483	△249,450
灯油	235,796	△112,308	251,834	△96,270	254,734	△93,370
A重油	286,718	25,203	237,125	△24,390	242,545	△18,970
液化石油ガス(LPG)	4,665	△10,845	4,896	△10,614	4,632	△10,878
電気	1,316,243	126,313	1,146,631	△43,299	1,218,819	28,889
合計	2,246,990	6,676 (0.3%)	2,042,853	△197,461 (△8.8%)	1,900,451	△339,863 (△15.2%)

(2) 削減目標

2013（平成25）年度を基準年度として、これまでの排出削減の実績をもとに計画期間の2018（平成30）年度から2030（平成42）年度までの13年間における二酸化炭素排出量は、国と同じである、基準年度と比較して26%削減することを目指します。

区分	基準年度排出量 平成25年度	削減目標	目標年度排出量 平成42年度
二酸化炭素 (CO ₂)	2,240,314kg-CO ₂	26%	1,657,832kg-CO ₂

【各項目別のCO₂排出量と目標値】

エネルギー種別	基準年度【2013年度】		目標年度【2030年度】		削減量	
	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
ガソリン	30,311 $\frac{\text{リットル}}{\text{ト}}$	70,322	22,430 $\frac{\text{リットル}}{\text{ト}}$	52,038	7,881 $\frac{\text{リットル}}{\text{ト}}$	18,284
軽油	137,571 $\frac{\text{リットル}}{\text{ト}}$	354,933	101,802 $\frac{\text{リットル}}{\text{ト}}$	262,649	35,769 $\frac{\text{リットル}}{\text{ト}}$	92,284
灯油	139,801 $\frac{\text{リットル}}{\text{ト}}$	348,104	103,453 $\frac{\text{リットル}}{\text{ト}}$	257,598	36,348 $\frac{\text{リットル}}{\text{ト}}$	90,506
A重油	96,500 $\frac{\text{リットル}}{\text{ト}}$	261,515	71,410 $\frac{\text{リットル}}{\text{ト}}$	193,521	25,090 $\frac{\text{リットル}}{\text{ト}}$	67,994
液化石油ガス(LPG)	5,170 m ³	15,510	3,826 m ³	11,478	1,344 m ³	4,032
電気	2,453,463kWh	1,189,930	1,375,856kWh	880,548	1,077,607kWh	309,382
合計		2,240,314		1,657,832		582,482

4 目標達成に向けた取り組み

(1) 取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

全施設に共通の取り組みを以下に示します。なお、取組内容については、削減効果を数値で評価するため、以下の定義により、温室効果ガス排出量の削減に直接的に関与するもの（エネルギー消費によるもの）と間接的に関与するもの（用紙の使用、節水、物品購入など）とに区分します。

CO₂削減目標である△26%に直接関係するものを「直接的取組」と位置づけます。

【直接的取組と間接的取組の定義】

○直接的取組

- ・ 取り組みを行うことにより、温室効果ガスの排出削減に直接結びつくもの
- ・ 電気や燃料の使用等、エネルギーの使用に直接関わるもの
- ・ 温室効果ガスの排出量が把握できるもの

○間接的取組

- ・ 再生紙の使用、節水等、エネルギーの使用に直接関わらないもの
- ・ 取り組みそのものが電気や燃料の使用に直結しないため、温室効果ガスの排出量が把握できないもの

温室効果ガス排出量の削減に直接的に関与する取り組み（直接的取組）

配慮項目	取組内容
OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン（PC）を省電力モードにする ・ コピー機の省電力（余熱）モードのある機種については、設定時間などを確認し、使いやすく無駄のないように設定する ・ 昼休みや外勤時等は、PC・コピー機の電源をオフかスタンバイにする ・ 夜間や休日等職員が出勤しない時は、支障がない範囲で待機電力にせず電源を切る ・ 新規購入の際には、部品交換修理が容易で、保守・修理サービス期間が長い製品を導入する ・ 新規購入の際には、エネルギー消費効率の高い製品を導入する
電気製品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規購入の際には、省エネルギータイプを購入する ・ 使用量の把握と管理を行う
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用していない部屋やトイレなどは消灯を徹底する ・ 明るさが十分な窓際などは消灯を徹底する ・ 夜間や休日は未使用スペースの消灯を徹底する ・ 採光のため窓の前にはなるべく物を置かない ・ 照明器具はこまめに掃除し明るさを保つ ・ 昼休み、業務時間外については必要な部分以外は消灯する ・ 廊下等業務に支障のない場所は間引き消灯を行うなど節電に努める ・ 照明灯の新規購入の際には省エネルギー型とする ・ 計画的かつ効率的に事務事業を行い、夜間の時間外勤務を縮減する
冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房時の温度管理を徹底する ・ 冷暖房器具等のフィルターの清掃はこまめに行う

	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房器具等の吹き出し口付近には障害物を置かない ・稼働時の窓・出入口の開放禁止 ・定時前後は必要のない場所は積極的に消すようにする。定時前後の使用についてはつけた人が責任をもって消すようにする ・夏季はネクタイや上着等を着用せず涼しい服装で勤務する（クールビズ） ・冬季は重ね着等、暖房器具に頼らない（ウォームビズ）
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車はエネルギー効率が落ちないように適切に整備しておく ・ unnecessary 荷物は積まない ・窓を開けるなどにより冷房の使用を控える ・アイドリングストップを徹底する ・急発進・急加速はしない ・公用車走行ルート of 合理化 ・使用状況の把握・管理 ・公用車の買い替えの際には、低公害車・低燃費車を導入する ・近距離の公務は自転車を利用する
省エネルギー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進する ・太陽光やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの利用を促進する ・補助事業を積極的に活用し、既存設備を新エネルギー機器に更新する

温室効果ガス排出量の削減に間接的に関与する取り組み（間接的取組）

配慮項目	取組内容
用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機やプリンターはこまめに点検を行い、両面コピー、割付コピーや裏紙利用を徹底する ・裏面印刷やメモ用紙として、片面印刷したものを再利用する ・コピー機の利用後はリセットボタンを押す（次利用のミスコピーを防止する） ・資料は簡潔な内容に努め、会議で配布する資料は最小限の枚数にする ・庁内LANを活用し、画面で確認できるものは印刷をしない ・封筒の再利用に努める

	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙等の使用量の把握・管理を徹底する
グリーン購入 グリーン契約	<ul style="list-style-type: none"> ・文具類などの物品はグリーン購入による調達を基本とする ・公共工事については資材の再生利用等に努める
廃棄物の削減 リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・分別を徹底しリサイクルの促進を図る ・商品購入時にごみの削減に配慮する（レジ袋、簡易包装、リターナブル容器使用、使い捨て容器の削減に努める） ・ファイルは表紙を張り替えるなどして再利用する ・文具類は再利用できるものを選定し、共同購入を行う
水の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・節水を励行する ・トイレの水は何度も流さない ・蛇口等の水漏れ点検を行う
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務が終了したら早く退庁する ・ノー残業デーを徹底する ・車での通勤を控えるノーカーデーの実施

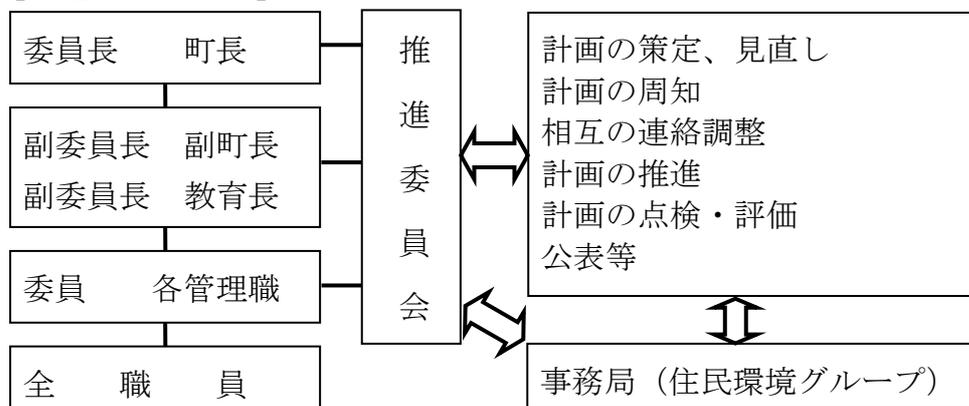
5 計画の推進体制と進捗状況の公表

(1) 計画の推進体制

計画の実効性を確保するため本計画に掲げる取り組みを全職員が自ら事務事業を遂行する中で実践していく必要があります。また、組織的な取り組みが必要であることから推進委員会を設置します。

- ① 推進委員会は、庁議構成メンバーをもって組織し、委員長に町長、副委員長に副町長及び教育長、各管理職は推進委員として、所管する計画の推進及び進捗状況の把握を行い、事務局と調整しながら総合的推進を図ります。また、計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。
- ② 事務局を住民企画課（住民環境グループ）に置き、関係各課の協力のもと、計画全体の進捗状況の把握及び総合的な管理を行い、事業の推進を図ります。

【推進体制組織図】



(2) 職員に対する啓発等

本計画を着実に実行するには、職員一人ひとりの実践と組織的な連携が必要不可欠であるため、職員に対し地球温暖化に対する情報を提供し、意識の啓発を行います。

(3) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進委員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進委員会に報告します。推進委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2022年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2023年度に本計画の改定を行います。

(4) 進捗状況の公表

毎年1回、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表することが義務付けられています。点検評価の公表は、今後の取り組みの実施につながるとともに、各職員の所属する組織や施設等の点検・評価結果を知ることによって、より積極的な環境保全に向けた取り組みにつながることが期待されます。

また、行政の取り組みを公表することで、事業者や住民等に対しても環境保全に向けた取り組みを促すことが期待されるためホームページ等を通じて公表していきます。